

## 各委員会等の目的及び活動内容について

|    | 職名等            | 目的及び主な活動内容                                                                                                                                                                                                                              | 主管課       |
|----|----------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------|
| 1  | 教育委員会委員        | 教育委員会組織の議決機関として委員会に係る基本的事項の決定を行う。また、組織の円滑な維持運営に努め、教育委員会の議決機関として機能させていく。                                                                                                                                                                 | 学校教育課     |
| 2  | 選挙管理委員会        | 選挙に関する事務及びこれに関係のある事務を管理する。                                                                                                                                                                                                              | 総務課       |
| 3  | 監査委員           | 普通地方公共団体の財務に関する事務の執行及び普通地方公共団体の経営に係る事業の管理を監査する。                                                                                                                                                                                         | 総務課       |
| 4  | 農業委員会委員        | 総会での農地の権利移動や転用の許可、農用地利用集積計画の決定に係る現地調査ならびに農地利用最適化推進委員と連携での利用状況調査業務                                                                                                                                                                       | 農業委員会事務局  |
| 5  | 農地利用最適化推進委員    | 担当区域における農地の現状把握および担い手への農地利用集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進のための利用調整現場活動業務                                                                                                                                                                    | 農業委員会事務局  |
| 6  | 農業委員会候補者選考委員会  | 市長の諮問に応じ、農業委員候補者の選考に係る審査を行い、その結果を市長に答申する。                                                                                                                                                                                               | 総務課       |
| 7  | 固定資産評価審査委員会    | 固定資産課税台帳に登録された価格に関する不服を審査決定する。                                                                                                                                                                                                          | 総務課       |
| 8  | 行政不服審査委員会      | 審査請求に係る諮問に対する答申、調査審議その他法に基づきその権限に属させられた事項を処理する。                                                                                                                                                                                         | 総務課       |
| 9  | 特別職報酬等審議会      | 市長の諮問に応じ、市長・副市長・教育長・市議会議員・非常勤特別職の報酬額について審議を行い、意見を取りまとめ市長に答申する。                                                                                                                                                                          | 総務課       |
| 10 | 補助金審議会         | 市長の諮問に応じ、市が交付する補助金のあり方、適否、金額及び補助率について審議し、その結果を市長に答申する。                                                                                                                                                                                  | 財政課       |
| 11 | 政治倫理審査会        | 市政が市民の厳正な信託によるものであることを認識し、その担い手である市長、副市長及び教育長(以下「市長等」という。)並びに市議会議員(以下「議員」という。)が市民全体の奉仕者としてその人格と倫理の向上に努め、卑しくも自己の地位による影響力を不正に行使して自己の利益を図ることのないよう必要な措置を定めることにより、市政に対する市民の信託に応えるとともに、市民が市政に対する正しい認識と自覚を持ち、もって公正で開かれた民主的な市政の発展に寄与することを目的とする。 | 総務課       |
| 12 | 総合計画審議会        | 審議会は、市長の諮問に応じ、市の総合計画策定に関し必要な調査及び審議を行い、意見を取りまとめて市長に答申するものとする。                                                                                                                                                                            | 政策秘書課     |
| 13 | 情報公開・個人情報保護審査会 | 情報公開条例第16条第1項及び個人情報保護条例第36条第1項の規定による諮問に応じて審査し、答申する。つくばみらい市個人情報保護条例第8条第2項、第9条第1項第6号及び第12条第2号の規定により、実施機関からそれぞれ意見を求められたときは、調査審議し、答申する。                                                                                                     | 総務課       |
| 14 | 行政協力員          | 受持区域である行政区内において、市から依頼された文書等の配布(毎月1回)、総会・研修会(年1回各3時間程度)、住民から市への申請・報告等の取りまとめ、市と市民との連絡及び調整等(随時)を行う。                                                                                                                                        | 市民サポート課   |
| 15 | 選挙長            | 選挙会(開票結果に基づき、当選人を決定する機関)に関する事務を担当する長                                                                                                                                                                                                    | 総務課       |
| 16 | 開票管理者          | 開票所において、一連の事務を担当する長                                                                                                                                                                                                                     | 総務課       |
| 17 | 投票所の投票管理者      | 選挙当日の投票所において、投票に関する事務を担当する長                                                                                                                                                                                                             | 総務課       |
| 18 | 期日前投票所の投票管理者   | 選挙(期日前投票)の投票所において、投票に関する事務を担当する長                                                                                                                                                                                                        | 総務課       |
| 19 | 投票所の投票立会人      | 選挙当日の投票所において、投票管理者の下、投票に立会い監視する方                                                                                                                                                                                                        | 総務課       |
| 20 | 期日前投票所の投票立会人   | 選挙(期日前投票)の投票所において、投票管理者の下、投票に立会い監視する方                                                                                                                                                                                                   | 総務課       |
| 21 | 選挙立会人          | 選挙会が設立される選挙の開票作業に不正などがないかを監視する方。また、投票の効力についても意見を述べることができる。                                                                                                                                                                              | 総務課       |
| 22 | 開票立会人          | 選挙の開票作業に不正などがないかを監視する方。また、投票の効力についても意見を述べることができる。                                                                                                                                                                                       | 総務課       |
| 23 | ふるさと創生事業推進委員会  | 市長の諮問に応じ、ふるさと創生事業の推進に関し必要な調査及び審議を行い、意見を取りまとめて市長に答申する。                                                                                                                                                                                   | みらいまちづくり課 |
| 24 | 民生委員推薦会        | 民生委員としての適格者を選出し、茨城県へ推薦する                                                                                                                                                                                                                | 社会福祉課     |

|    | 職名等                  | 目的及び主な活動内容                                                                                                                           | 主管課    |
|----|----------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------|
| 25 | 国民健康保険運営協議会          | 被保険者を代表する委員、保険医又は保険薬剤師を代表する委員、公益を代表する委員で組織されており、国民健康保険事業の運営に関する重要事項を審議する。また、市長の諮問機関であるため、諮問があった際は、審議し意見を取りまとめたうえで市長に答申する。            | 国保年金課  |
| 26 | 介護認定審査会              | 要介護認定の審査を行う機関。保健・医療・福祉の専門家で構成され、介護保険の被保険者の心身の状況をふまえ、主治医の意見に基づいて審査判定を行う。                                                              | 介護福祉課  |
| 27 | 障害者給付審査会             | 障害支援区分に係る審査判定業務を行うとともに、支給要否決定に当たり必要に応じて意見を聴く。                                                                                        | 社会福祉課  |
| 28 | 災害弔慰金等支給審査委員会        | 市長の諮問に応じ、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に関し必要な調査及び審査を行い、意見を取りまとめて市長に答申する。                                                                          | 社会福祉課  |
| 29 | 生活保護嘱託医              | 医療扶助に関する各給付要否意見書等の内容についての検討（原則月2回）                                                                                                   | 社会福祉課  |
| 30 | 家庭児童相談員              | 児童の不登校や人間関係、家族関係、性格、発達や言葉の遅れ、非行の問題を抱える児童やその保護者に対し、幅広い相談に応じる。                                                                         | こども福祉課 |
| 31 | 母子・父子自立支援員           | ひとり親の生活全般に関する相談、福祉資金貸付相談、離婚前相談などに応じる。DV被害者支援も行っている。                                                                                  |        |
| 32 | 子ども・子育て会議            | 市子ども・子育て支援事業計画の策定及び変更の際の諮問機関                                                                                                         | こども福祉課 |
| 33 | 児童扶養（特別児童扶養手当等）障害認定医 | 児童扶養手当（特別児童扶養手当等）の支給に当たり、障害の状態を認定する必要がある者について審査を行う。（※近年実績なし）                                                                         | 社会福祉課  |
| 34 | 予防接種健康被害調査委員会        | 予防接種法及び結核予防法並びにつくばみらい市の勧奨により市民が受けた予防接種による健康被害の発生に際し、医学的見地からの調査を行い必要な助言または答申を行う。                                                      | 健康増進課  |
| 35 | 青少年問題協議会             | 地方青少年問題協議会法に基づき、青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の樹立につき、必要な重要事項の調査、審議、関係行政機関の連絡調整を行うため市に設置する。                                                | 生涯学習課  |
| 36 | 青少年相談員               | 青少年の健全育成と非行防止を推進するため、青少年に対する街頭定期巡回、茨城県青少年の健全育成等に関する条例などの普及啓発活動等を行う。                                                                  | 生涯学習課  |
| 37 | 廃棄物減量等推進審議会          | 市長の諮問に応じ、一般廃棄物の適正な処理を行うため一般廃棄物処理基本計画について審議を行い、意見をとりまとめ市長に答申する。                                                                       | 生活環境課  |
| 38 | 廃棄物減量等推進員            | 廃棄物の減量・適正処理などについて市の施策への協力その他活動を行う。                                                                                                   | 生活環境課  |
| 39 | 都市計画審議会              | 都市計画法により、その権限に属させられた事項を調査審議させ、及び市長の諮問に応じ、都市計画に関する事項について調査審議する。                                                                       | 都市計画課  |
| 40 | 景観審議会                | 市長の諮問に応じ、景観計画の変更に関すること、景観法の規定による勧告等に関することについて調査審議する。                                                                                 | 都市計画課  |
| 41 | 景観アドバイザー             | 景観法の規定による勧告等に関する技術的及び専門的な助言を行う。                                                                                                      | 都市計画課  |
| 42 | 市営分譲住宅に関する調査会        | 市長の諮問に応じ、市営分譲住宅の賃貸借料及びその他の必要な事項を調査審議し、市長に答申する。                                                                                       | 都市計画課  |
| 43 | 開発審議会                | 市長の諮問に応じ、開発行為に関する重要な事項について審議する。                                                                                                      | 都市計画課  |
| 44 | 防災会議                 | つくばみらい市地域防災計画改定に伴い審議を行い、意見を取りまとめ計画の改定を行う。                                                                                            | 安心安全課  |
| 45 | 教育相談員                | 教育に関する相談及び指導・助言を行う。市民の教育に関する多様なニーズに応えるため教育支援センターを通じた相談業務を実施する。                                                                       | 学校教育課  |
| 46 | 教育支援委員会              | 特別な教育的支援を必要とする児童及び生徒に対する早期からの一貫した教育支援を充実させる。教育委員会の諮問に応じ、児童生徒に対する適正な就学の支援及びこれに係る必要な事項について調査審議する。                                      | 学校教育課  |
| 47 | 教育支援委員会の調査員          | 教育支援委員会における特別の事項を調査するための調査員。                                                                                                         | 学校教育課  |
| 48 | いじめ問題対策連絡協議会         | いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を図る。                                                                              | 学校教育課  |
| 49 | 調査委員会                | 教育委員会の諮問に応じ、いじめ防止のための対策の調査研究及び重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う。                                                                             | 学校教育課  |
| 50 | いじめ再調査委員会            | いじめによる重大事態に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査の結果について必要な調査を行う。 | 総務課    |
| 51 | 幼稚園長                 | 就学前の教育及びその後の教育の基礎を培う場として、幼児教育環境を整え、教育の充実を図り、幼児の健やかな成長を助長するため、幼稚園を設置し運営する。                                                            | 学校教育課  |

|    | 職名等                      | 目的及び主な活動内容                                                                                                                                                           | 主管課     |
|----|--------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------|
| 52 | 公民館運営審議会                 | 社会教育法に規定され、公民館長の諮問に応じ、公民館における各種事業の企画実施について調査、審議することを目的とする。                                                                                                           | 生涯学習課   |
| 53 | 社会教育委員                   | 社会教育法に規定され、社会教育に関する計画の立案や調査研究を行うことなどにより、社会教育に関して教育委員会に助言をする役割を担う。                                                                                                    | 生涯学習課   |
| 54 | 社会教育指導員                  | 講座やよつわ大学（高齢者教育）の企画運営、市民の学習相談、団体の育成指導などを中心とした社会教育・生涯学習課の事務を行う。                                                                                                        | 生涯学習課   |
| 55 | スポーツ推進委員                 | スポーツ推進のため、事業の実施に係る連絡調整並びに住人に対するスポーツの実技指導、その他スポーツに関する指導及び助言を行なう。                                                                                                      | 生涯学習課   |
| 56 | スポーツ推進審議会                | スポーツ推進計画その他のスポーツの推進に関する重要事項を調査審議させるための合議制の機関                                                                                                                         | 生涯学習課   |
| 57 | 図書館協議会                   | 図書館の運営に関し、館長の諮問に応じるとともに、図書館の行う図書館奉仕につき、館長に意見を具申する。                                                                                                                   | 生涯学習課   |
| 58 | 公民館長                     | 公民館の行う各種事業の企画実施その他必要な事務を行い、所属職員を監督する。                                                                                                                                | 生涯学習課   |
| 59 | 図書館長                     | 館長は、教育長の命を受けて館務を掌理し、所属職員を指揮監督する。                                                                                                                                     | 生涯学習課   |
| 60 | コミュニティセンター長              | 市内コミュニティセンター施設管理及び運営の全体総括（平成29年度指定管理へ）                                                                                                                               | 生涯学習課   |
| 61 | 文化財保護審議会                 | 教育委員会の諮問に応じ、文化財の保存及び活用に関する重要な事項について調査審議し、教育委員会に答申する                                                                                                                  | 生涯学習課   |
| 62 | 学校給食センター運営委員会            | センターの管理運営に関し、つくばみらい市教育委員会の諮問に応じ、給食費・施設設備等の管理改善・給食物資の購入・調理献立調査研究等に関して審議する。                                                                                            | 学校教育課   |
| 63 | 市医                       | 市の公衆衛生事業の推進及び市民の健康の保持促進を図る。                                                                                                                                          | 健康増進課   |
| 64 | 産業医                      | 職員の健康管理を行う。職場の巡視や職員からの健康相談を受ける。                                                                                                                                      | 総務課     |
| 65 | 校医                       | 各学校1人。ただし、児童又は生徒の数が400人以上800人未満の学校は2人、学校における保健管理に関する専門的事項に関し、技術及び指導に従事                                                                                               | 学校教育課   |
| 66 | 市歯科医                     | 市の公衆衛生事業の推進及び市民の歯の保持促進を図る。                                                                                                                                           | 健康増進課   |
| 67 | 学校歯科医                    | 各学校1人。ただし、児童又は生徒の数が600人以上の学校は2人。学校における保健管理に関する専門的事項に関し、技術及び指導に従事する。                                                                                                  | 学校教育課   |
| 68 | 学校薬剤師                    | 各学校1人。学校における保健管理に関する専門的事項に関し、技術及び指導に従事する。                                                                                                                            | 学校教育課   |
| 69 | 水道運営審議会                  | 水道の運営に関する事項について水道事業の管理者の権限を行う市長の諮問に答え、また、必要があるときは市長に建議する。<br>この事業の加入者その他の利害関係者から、この事業に関する意見の申出があったとき、これを受理し、意見を付して市長に提出する。<br>水道職員の服務待遇及び水道施設改善その他水道運営について市長に意見を述べる。 | 上下水道課   |
| 70 | 水道水源保護審議会                | 市の水道に係る水源の保護に関する重要な事項について調査審議する。                                                                                                                                     | 上下水道課   |
| 71 | 下水道審議会                   | 市長の諮問に応じ、下水道事業受益者負担金・下水道使用料・その他の下水道事業について審議を行い、意見を取りまとめ市長に答申する。                                                                                                      | 上下水道課   |
| 72 | 農業集落排水及びコミュニティ・プラント事業審議会 | 市長の諮問に応じ、農業集落排水及びコミュニティ・プラント事業分担金・農業集落排水及びコミュニティ・プラント処理施設の使用料・その他農業集落排水及びコミュニティ・プラント事業について審議を行い、意見を取りまとめ市長に答申する。                                                     | 上下水道課   |
| 73 | 環境保全審議会                  | 良好な環境の確保に関する重要事項の調査、審議（環境基本計画の進行管理、評価・点検）                                                                                                                            | 生活環境課   |
| 74 | 地籍調査推進委員                 | 市が行う国土調査法に基づく地籍調査事業の円滑な遂行を図るため、各調査地区内の行政協力員及び当該行政協力員の推薦を受けた土地所有者等に委嘱している。                                                                                            | 建設課     |
| 75 | 国民保護協議会                  | つくばみらい市国民保護計画改定に伴い審議を行い、意見を取りまとめ計画の改定を行う。                                                                                                                            | 安心安全課   |
| 76 | 男女共同参画推進委員会              | 男女共同参画の推進に関する総合的な施策及び重要事項について調査審議するとともに、必要に応じて市長に建議する。                                                                                                               | 市民サポート課 |
| 77 | 義務教育施設適正配置審議会            | 教育委員会の諮問に応じ、義務教育施設の適正配置に関し必要な調査及び審議を行い、その結果を教育委員会に答申するものとする。                                                                                                         | 学校教育課   |
| 78 | 学区審議会                    | つくばみらい市立小学校及び中学校の運営の適正化を図るため、教育委員会の諮問に応じ、学区に関する事項を調査審議し、その結果を教育委員会                                                                                                   | 学校教育課   |
| 79 | ホテル等建築審議会                | 建築主がホテル等の建築等をしようする場合に当該計画の審査を市長の諮問に応じ、調査審議する。                                                                                                                        | 都市計画課   |
| 80 | 結婚相談員                    | 結婚希望者に対して結婚相談、結婚相手の紹介等の結婚支援（毎月1回2時間2名対応）、連絡会の開催（年3回）                                                                                                                 | 市民サポート課 |